**令和３年度　安全衛生管理自主点検票（主に製造業対象）**



|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 労働保険番号 | 府　県 | 所轄 | 管轄 | 基幹番号 | 枝番号 | 継続一括整理番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（令和　　年　　月末現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業場の名称 | 労働者数（注１） |
|  |  | 男　　　　　　　　　　　人女　　　　　　　　　　　人計　　　　　　　　　　　人 |
| 主な製品又は作業名 | 事業場の所在地 | 以下内数で記入 |
|  | 〒℡fax | 派遣　　　　　　　　　　　　人高年齢者（注２）　　　　　　人パート　　　　　　　　　　　人外国人　　　　　　　　　　　人技能実習生　　　　　　　　　人 |
| 企業全体　　　　　　　　　　人 |
| 記入担当者職氏名 | 無災害記録時間（注６）事業場目標[　　　　　　　　時間]（起算　　年　　月　　日）**無災害記録（延労働時間積上げ）**延　　　　　　 　　　　時間 |
| 職　　名 | 氏　　　　名 |
|  |  |
| 災害発生状況（注３） | 区分年別 | 死傷者人数（通勤途上災害を除く） | 不休災害人数 |
| 死亡 | 休業4日以上 | 休業1日～3日 | 合計（注４） |
| 平成30年 |  |  |  | （　 ） |  |
| 平成31年 |  |  |  | （　 ） |  |
| 令和2年 |  |  |  | （　 ） |  |
| 構内下請等事業場（令和2年の状況） | 総事業場数 | 総労働者人数 | 休業災害総人数（休業4日以上） |
|  |  |  |

注１ 労働者数には、派遣、高年齢者、パート、外国人、技能実習生も含めてください。

注２ 高年齢者の欄は60歳以上の者の人数を記載してください。

注３ 各年の死傷者人数の集計にあっては、各年ごとに1月から12月の発生月でまとめてください。

注４ 死傷者人数合計欄(　)内には、業務上の交通労働災害による死傷者人数を内数で記入してください。

注５ 本自主点検表は事業場単位で記載してください。

注６ 無災害記録目標を定めて取組んでいる場合に記入してください。

**次の点検項目に従って点検を行ってください。各項目の該当するものの□を選択し「✓」を付し、空欄には所定事項を記入してください。**

点検表中における法令略称：・労働安全衛生法＝安衛法　　・労働安全衛生法施行令＝安衛令

　・労働安全衛生規則＝安衛則　・石綿障害予防規則＝石綿則

**１　安全衛生管理体制**

（※労働者５０人以上の事業場は（１）の点検項目に、労働者５０人未満の事業場は（２）の点検項目に進んでください。）

1. **労働者規模50人以上の事業場に該当する場合は、①～⑤について点検してください。**
2. 安全衛生管理組織　(法定の管理者等を選任している場合は有を、未選任の場合は無を丸で囲んでください。（　）内には選任者数を記入してください。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者等の別 | 選任の有無（選任者数） | **未選任の場合は、いつまで選任しますか。** |
| 安全管理者(安衛法第11条) | 有　・　無（　　　　人） | 令和　年　月　日頃まで選任し、選任後すみやかに選任報告いたします。 |
| 衛生管理者(安衛法第12条) | 有　・　無（　　　　人） | 令和　年　月　日頃まで選任し、選任後すみやかに選任報告いたします。 |
| 産業医(安衛法第13条) | 有　・　無（　　　　人） | 令和　年　月　日頃まで選任し、選任後すみやかに選任報告いたします。 |

1. 安全衛生委員会等（安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会）を設置していますか。

　 　[ ] はい 　　 　[ ] **いいえ**[ ] 速やかに改善します。

1. 安全衛生委員会等を毎月１回以上開催していますか。（安衛則第23条）

[ ] はい　　　　[ ] **開催が不定期である** [ ] **いいえ** [ ] 速やかに改善します。

1. 安全衛生委員会等における議事で重要なものに係る記録を作成し、3年間保存していますか。

（安衛則第23条）　[ ] はい [ ] **記録・保存が十分でない** [ ] **いいえ**[ ] 速やかに改善します。

1. 安全衛生委員会等の議事概要を労働者に周知していますか。

（安衛則第23条）　[ ] はい　[ ] **十分ではない**[ ] **いいえ**[ ] 速やかに改善します。

（※P.３の２に進んでください。）

1. **労働者規模50人未満の事業場に該当する場合は、①～②について点検してください。**
	1. 安全衛生推進者の選任状況 (法定の安全衛生推進者を選任している場合は有を、未選任の場合は無を丸で囲んでください。（　）内には選任者数を記入してください。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者等の別 | 選任の有無（選任者数） | **未選任の場合は、いつまで選任しますか。** |
| 安全衛生推進者(安衛法第12条の2) | 有　・　無（　　　　人） | 令和　年　月　日頃まで選任し、選任者名とその職務について労働者が見易い場所に掲示します。 |

1. 関係労働者から安全衛生に関する事項について、意見を聴取する機会（安全衛生委員会、労働者の常会、職場懇談会等）を設けていますか。（安衛則第23条の２）

　　　　　　　[ ] はい　　[ ] **十分ではない**[ ] **いいえ**[ ] 速やかに改善します。

**２　安全衛生管理等の年間計画**

1. 安全衛生管理の年間計画を策定していますか。 [ ] はい　　[ ] **いいえ**
2. 安全衛生教育計画を策定していますか。 　[ ] はい　[ ] **いいえ**

**３　安全衛生教育等の取組（安衛法第59・60条関係）**

1. 雇入れ時教育を実施（受講させて）していますか。

 [ ] はい　　[ ] **十分ではない**　[ ] **いいえ**　　[ ] 速やかに改善します。

1. 職長教育※を実施（受講させて）していますか。（安衛令第19条）

（※一部の業種を除きます。詳しくは、安全衛生施行令第19条の２第1項2号を参照）

 [ ] はい　　[ ] **十分ではない**　[ ] **いいえ**　　[ ] 速やかに改善します。

1. 特別教育を実施（受講させて）していますか。（安衛則第36条）

 [ ] はい　　[ ] **十分ではない**　[ ] **いいえ**　　[ ] 速やかに改善します。 ****

**４　危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の取組**

* 1. 機械に係る危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施して

4-a

いますか。（安衛法第28条の2）

 [ ] はい　[ ] **十分ではない** 　[ ] **いいえ** 　 　　[ ] 機械はない

* 1. 化学物質に係る危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）

を実施していますか。（安衛法第57条の3）

4-b

 [ ] はい　[ ] **十分ではない** 　[ ] **いいえ**　　　[ ] 化学物質はない

**5　陸運業者と荷主の荷役作業の安全対策の取組**

1. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を活用した

荷役作業の安全対策を進めていますか。（平成25年3月25日付け基発0325第1号）

5-a

　　[ ] 荷主として配送業者に配慮　[ ] 自社労働者の対策に活用

[ ] **十分ではない**[ ] **いいえ**　　　[ ] 事業場内の荷役作業はない

**6 　職場における腰痛予防対策の取組**

5-b

1. 「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号）

を活用した腰痛予防対策を進めています。

　[ ] はい　　[ ] **十分ではない**[ ] **いいえ**

**7　転倒災害防止対策の取組として、次の措置を講じていますか。**

6-a

[ ] 　事業場内の４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）に取り組んでいる。

[ ] 　段差、溝、開口部がないよう措置し、解消できない場合は手すり・柵等を設置している。

[ ] 　転倒の危険がある箇所に注意喚起の表示をする等「見える化」

に取り組んでいる。

[ ] 　通路や階段は安全に通行できる照度を確保している。

[ ]  **特段の対策をしていない。**

7-a

☆「STOP！転倒災害プロジェクト」展開中。6月が重点取組期間です。

**８　職場で熱中症対策の取組として、次の措置を講じていますか。（複数回答可）**

[ ] 　黒球温度計の設置

[ ] 　WBGT値（暑さ指数）を活用している。

[ ] 　休憩場所を整備している。

[ ] 　計画的に熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けている。

8-a

[ ] 　定期的に水分・塩分を補給させている。

[ ] 　透湿性・通気性の良い服装・帽子を着用させている。

[ ] 　労働者の健康状態に配慮している。

[ ] **特段の対策をしていない。**

☆令和３年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」展開中。

４月が準備期間、7月が重点取組期間です。

**９　派遣労働者（派遣労働者を使用されている場合に記入してください。）**

* 1. 派遣労働者に対する作業内容変更時等の安全衛生教育を実施

9-a

していますか。(安衛法第59条ほか）

 　　　　[ ] はい　[ ] **十分とはいえない**[ ] **いいえ**

②　　派遣労働者に対して特殊健康診断を実施していますか。（安衛法第66条）

　　　　　 [ ] はい　[ ] **一部の実施、十分とはいえない**[ ] **いいえ**

**10　高年齢労働者対策、「エイジフレンドリーガイドライン」の活用**

10-a

1.  高年齢労働者等への労働災害防止のための対策を講じていますか

[ ] はい　[ ] **一部の実施、十分とはいえない**[ ] **いいえ**

1. エイジフレンドリー補助金を活用していますか。

10-b

　[ ] はい[ ] いいえ



**11　外国人労働者に対する安全衛生対策への取組**

1. 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処

するための指針」について知っていますか。

11-a

　　[ ] はい　　[ ] **いいえ**[ ] 外国人を雇用していない

1.  外国人労働者の安全衛生教育を実施していますか。

 [ ] はい　　[ ] **一部実施、十分とはいえない**[ ] **いいえ**

**12　過重労働対策の取組**

11-b

1. 衛生委員会で、過重労働による健康障害防止対策について調査審議していますか。

（安衛則第22条） [ ] はい　　[ ] **十分とはいえない**[ ] **いいえ**

1. １ヵ月あたり８０時間を超える時間外・休日労働を行う労働者からの申出を

受けて実施する医師による面接指導の制度を設けていますか。（安衛則第52条の2）

 [ ] はい　　 [ ] **十分とはいえない**[ ] **いいえ**

12-a

**13「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）**

**に基づき、以下の取り組みを行っていますか。（安衛法第69条）（ 複数回答可）**

[ ] 　事業場内において、従業員が相談できる体制を整備している。

[ ] 　メンタルヘルス担当者（窓口担当者）を選任している。

[ ] 　安全衛生委員会等において、メンタルヘルス対策を調査・審議している。

[ ] 　メンタルヘルス対策の計画（職場の健康づくり計画など）を策定し、進めている。

[ ] **特段の対策をしていない。**

13-a

**14　ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）（安衛法第66条の10）**

1. 令和2年度分は実施済ですか。

　　[ ] はい　　　 [ ] **十分とはいえない**　　[ ] **いいえ**

（いいえの理由：労働者50人未満・その他　　　　　　　　　 ）

14-a

1. ストレスチェックの集団分析結果に基づき、職場の環境改善に取組みましたか。

　[ ] はい　[ ] 集団分析をしたが、活用していない。　[ ] 集団分析を行っていない。

**15　「事業場における労働者の健康保持増進 のための指針」（安衛法第70条の２）**

1. 本指針を知っていますか。 　　　 [ ] はい　　[ ] **いいえ**
2. 当該指針に基づき対策を講じていますか。 [ ] はい 　[ ] **十分とはいえない**[ ] **いいえ**

15-a

**16　金属アーク溶接作業における改正法令適合のための対策**

金属アーク溶接等作業が令和4年4月1日から新たに特定化学物質障害予防

規則（第2類）等の規制を受けるなど改正法令が順次施行されます。

16-a

改正法令に適合するための対策を進めていますか。

 [ ] はい　 [ ] 計画策定中、又は改善中　[ ] **いいえ** [ ] 該当する作業はない。

**17　機械設備等の安全管理の徹底**

16-b

（１）クレーン、移動式クレーン（以下「クレーン等」という。）の運転・玉掛け作業

・クレーン等の運転・玉掛け作業がありますか。

 [ ] ある（※）　　　　　 [ ] はい（（２）にお進みください）

* 「ある」を選択した場合は、次の設問にお進みください。
1. クレーン等の運転、玉掛け作業は有資格者（※）に行わせていますか。

 [ ] はい　　　[ ] **いいえ**　　[ ] **把握していない**　その他　[　　　　　　　　　　]

* つり上げ荷重に合った有資格者が行っているか確認してください。

・クレーン運転は、つり上げ荷重５ｔ以上が免許、つり上げ荷重0.5ｔ以上５ｔ未満は特別教育

・床上運転式クレーン運転は、つり上げ荷重５ｔ以上が免許、つり上げ荷重0.5ｔ以上５ｔ未満は特別教育

・床上操作式クレーン運転は、つり上げ荷重５ｔ以上が技能講習、つり上げ荷重0.5ｔ以上５ｔ未満は特別教育

・移動式クレーン運転は、つり上げ荷重５ｔ以上が免許、つり上げ荷重1ｔ以上5ｔ未満が技能講習、

つり上げ荷重0.5ｔ以上1ｔ未満は特別教育

・玉掛作業は、つり上げ荷重１ｔ以上が技能講習、つり上げ荷重0.5ｔ以上１ｔ未満は特別教育

1. 「玉掛作業の全に係るガイドライン※」を参考に、あらかじめ、玉掛用具、玉掛けの方法、作業者の退避位置、緊急時の対応などを定めた作業計画を作成し、関係労働者に周知していますか。　　　　　　　　（※平成12年2月24日付け、基発第96号）　　　　　**（複数回答可）**

 [ ] 計画・周知とも行っている　　[ ] **取組は十分とはいえない**　　[ ] **行っていない**

[ ] 玉掛作業はない　　　　　　[ ] **ガイドラインを知らない**

1. 玉掛け用具は、ワイヤーロープやハッカー等を点検し、使用基準を満たさないものは廃棄していますか。（平成12年2月24日付け、基発第96号）

 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　　[ ] **いない** [ ] 玉掛用具はない

1. クレーン等の走行・作業範囲は、常に作業場内を整理整頓し、荷及び運転者（床上操作者）等の動線を確保していますか。 　 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] **いない** [ ] 該当作業がない

1. 荷振れ災害防止対策を講じていますか。（地切り後一旦停止し、玉掛け用ワイヤーロープ等の張り及びつり荷の安定等を確認する、荷が振れた場合は一旦荷を着地させる、つり荷には直接手を触れないよう移動距離や高さに関わりなく、介錯ロープを使わせる等）

　 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] **いない**[ ] 該当作業がない

⑥　身体（一部でも）がつり荷の下には入らないことを徹底させていますか。やむを得ず入る場合には、支柱、受け台等の安全防護の処置を完全に行ってから入ることを徹底していますか。

　 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] **いない**[ ] 該当作業がない

　⑦　クレーン等の定期的な検査※及び作業開始前点検を行っていますか。（安衛則第34～36条、40条）

（※年次検査又は性能検査、月次の定期自主検査）　　　　　　 　（安衛則第76～78条、81条）

　 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] **いない**

**（２）フォークリフトの安全対策の取組**

**ア　フォークリフト作業の有無**　 [ ] ある（※）　　　　 [ ] ない（（３）にお進みください。）

* 「ある」を選択した場合は、次の設問にお進みください。

**イ　フォークリフトの安全対策**

1. フォークリフトの運転は、最大荷重に合った有資格者（※）に行わせていますか。

　 [ ] いる　　[ ] **資格者が不足している**　　[ ] **いない**　[ ] **把握していない**

※　フォークリフトの運転は、最大荷重1ｔ以上は技能講習、最大荷重1ｔ未満は特別教育

1. フォークリフトの用途外使用（人の昇降、クレーンの代替等）をしていませんか。

　[ ] **いる**　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] いない[ ] 作業方法等から対応が困難である

1. フォークリフトの作業計画を作成し、複数者で荷役作業を行う場合は作業指揮者を定め、作業

計画に基づいた作業を行わせていますか。（安衛則第151条の３～４）

　 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] **いない**[ ] 作業方法等から対応が困難である

1. 荷役作業場内におけるフォークリフトの走行部分と安全（歩行）通路を区分（線引き等）する、

制限速度を定めて表示する、通路の死角部分にミラー等を設置する等講じていますか。

 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] **いない**[ ] 作業方法等から対応が困難である

1. 運転者にあっては、急停止、急旋回を行わない。バック走行時には後方（進行方向）必ず確認す

る。歩行者は安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない等のルールを徹底されていますか。

 [ ] いる　　[ ] **十分とはいえない**　[ ] **いない**[ ] 作業方法等から必要はない

1. フォークリフトの定期自主検査（年次の特定自主検査（検査標章貼付）、月次の定期自主検査）

及び作業開始前点検を行わせていますか。（安衛則第151条の21～25）

[ ] いる　　[ ] **不十分である**[ ] **いない**



1. **一般機械設備の安全対策への取組**（クレーン・玉掛け・フォークリフトを除く。）

**ア　一般機械設備の有無**[ ] ある（※）　　 [ ] ない（以上で設問は終了です。）

* 「ある」を選択した場合は、次の設問にお進みください。

17-a

**イ　一般機械設備に係る安全装置の設置**

1. はさまれ、巻き込まれが生ずるおそれのある箇所に、安全装置（光線式安全装置、

両手押しボタン、安全ガード等）を設けていますか。

[ ] いる　　[ ] **一部実施、十分とはいえない**[ ] **いない**[ ] 危険箇所はないので必要ない

1. 回転部、駆動部等の危険部分にカバーが付いていますか。（安衛則第101条）

　　[ ] いる　　[ ] **一部実施、十分とはいえない**[ ] **いない** [ ] 危険箇所はないので必要ない

1. 非常停止装置が設けられ、いざという時に停止操作ができますか。（安衛則第103条）

[ ] いる　　[ ] **一部実施、十分とはいえない**[ ] **できない**[ ] 危険箇所はないので必要ない

**ウ　一般機械設備に係る安全作業手順（マニュアル）の整備・周知**

1. 安全作業マニュアルは整備されていますか。

[ ] はい　　[ ] **一部実施、十分でない**[ ] **いない**[ ] 危険な作業がないのでマニュアルは不要

1. 上記①の安全作業マニュアルは周知されていますか。

[ ] はい　　[ ] **一部実施、十分でない**[ ] **いない**

大変お疲れ様でした。点検結果が**赤字の事項に該当する場合は**、すみやかに自主的な

改善をお願いいたします。

　改善の方法にご不明な点がございましたら、当署あてお問い合わせください。

（職場の安全サイト、労働災害防止団体、外部専門家の活用もご検討ください。）

あんぜんサイト

貴事業場の無事故・無災害を祈念いたします。ご安全に！

７

(030322V20版)

**大変お手数ではございますが、点検票は所轄の労働基準監督署あて提出願います。**